

新宿区教育委員会会議録

平成29年第10回定例会

平成29年10月5日

新宿区教育委員会

平成29年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年10月5日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議 案

日程第1 第36号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 第37号議案 新宿区教育ビジョン（素案）について

日程第3 第38号議案 平成29年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書について

### 報 告

- 1 平成29年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 学校給食で提供した牛乳の異味・異臭について（学校運営課長）
- 3 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について（中央図書館長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いをいたします。

○古笛委員 了解しました。

---

◎ 第36号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第37号議案 新宿区教育ビジョン（素案）について

◎ 第38号議案 平成29年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第36号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、

「日程第2 第37号議案 新宿区教育ビジョン（素案）について」、「日程第3 第38号議案 平成29年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書について」、を議題といたします。

それでは、第36号議案から第38号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第36号議案から第38号議案まで、続けてご説明をさせていただきます。

初めに、「第36号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

お手元の議案概要をご覧ください。

こちらは、規則で定める奨学資金の手続に必要な借用証書について、作成に係る印紙税の時限的な免除に伴い、様式の特例を定めるほか、規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、租税特別措置法におきまして、平成30年度末までの間に作成される奨学資金借用証書については印紙税が免除されることになったため、期限内においては様式の特例として別に定める様式によることとするほか、規定を整備するものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条では、規定整備を行い、この規則の趣旨を明確にいたします。

次に、書類の様式につきましては施行規則の第11条の各号で定めておりますが、今回は時限措置ということでございますので、本則は改正せずに附則の中で第2項を新設し、平成31年3月31日までの間は、第11条第5号の規定にかかわらず、奨学資金の借用証書について教育委員会が別に定める様式とするものでございます。

現行の借用証書をご覧くださいますと、右上に印紙の添付欄がございます。下の枠外には収入印紙に関する注意書きがございますが、今回の印紙税の免除に伴いまして、これら添付欄等の修正が必要となります。本日は、参考として改正後の新しい借用証書を添付しております。このような形で別に定めたいと考えているものでございます。

第36号議案の提案理由でございます。奨学資金借用証書の作成に係る印紙税の時限的な免除に伴い、様式の特例を定めるほか、規定を整備する必要があるためでございます。

第36号議案の説明は、以上となります。

続きまして、「第37号議案 新宿区教育ビジョン（素案）について」、御説明いたします。

本日のこの教育ビジョン（素案）につきましては、前回の教育委員会におきまして協議をさせていただいたものでございます。今回は、その際に頂戴いたしました御意見に対する修正と事務局での自主修正を加えたものを議案として提案させていただくものでございます。

なお、説明につきましては、前回から内容の変更を伴う修正を中心に、文言整理など内容に大きく影響がないものについては省略させていただければと思っております。

それでは、順を追って御説明いたします。

まず、3枚おめくりいただきますと目次がございます。第IV章の後の記載の部分、現行の教育ビジョンと同様に「新宿区の子どもの状況等」として、99ページから資料を追加したものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。

こちらは第III章の始まりでございます。ここでは第III章の施策ごとの記載内容の構成、見方を今回載せさせていただきました。

初めに「現状と課題」、次に「取組みの方向性」、そして、その後に「個別事業」の順で記載をしていることをお示ししたものでございます。

32ページをお開きいただけますでしょうか。

第III章の中の「取組みの方向性」のところでございます。こちらの記述につきまして、こ

れまでは方向性の内容だけを記載しておりましたが、個々の取り組みの方向性、今、下線で引かれております「子ども一人ひとりの学びの保証」という部分でございますが、このように方向性を下線で項目出しし、説明している方向性について明確にしたものでございます。以下、全ての取り組みの方向性で同様の整理をさせていただきました。

次に、37ページをお開きください。

「施策2 豊かな心と健やかな体づくり」のところでございます。

こちらの「現状と課題」の丸の4つ目、道徳教育に関する記述のところでございますが、文中に「感謝の気持ち」との表現を加えたものでございます。

また、「キャリア教育」の脚注がございまして、「キャリア発達」という表現がわかりにくいとの御意見がございましたので、記載のとおり修正をしたものでございます。

続きまして、38ページをご覧ください。

学校食育計画の6つの指導の部分でございますが、ここについて御意見がございました。一つ一つに説明を追記し、今回、目標とする内容がわかるようにさせていただいたものでございます。

続きまして、47ページ、「施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進」のところでございます。

「現状と課題」の3つ目の丸のところには、今年の5月の園児数の記載がございましたが、次ページの表4に同じように幼児の就園状況に関する記載がございましたので、「現状と課題」におけるその部分については削除いたしました。

続きまして、54ページ、施策4の「取組みの方向性」のところでございます。

丸の2つ目の内容に「地域が一体となって」との表現がございましたが、御指摘がございまして、「学校と地域が一体となって」と、地域の中に学校が含まれているということを明確にさせていただいたものでございます。

続きまして、81ページをご覧ください。

こちらのトピックス「放課後の子どもの居場所」についての部分でございますが、イメージが湧くような具体的なデータを、との御意見がございましたので、記載のとおり開設数や利用人数等の記載を追加したものでございます。

最後に、92ページ、93ページをお開きいただきたいと思っております。「学校環境の整備・充実」の部分でございます。

現在、図8としてございますが、もともとここには図8として児童・生徒数の推移という

図がございました。こちらは17ページにも関連のデータがあり、今回、資料編を追加したことから削除いたしまして、図8については「供用開始後経過年数別延床面積の割合」ということに修正をさせていただいたものでございます。

前回からの修正は以上となります。

なお、本日、決定をいただきましたら、その後、お手元に参考としてお付けしております「新宿区教育ビジョン（素案）のパブリック・コメント等の実施について」という資料がございますように、パブリック・コメント等を実施し、区民の皆様から広く御意見をいただきたいと考えているものでございます。

パブリック・コメントの実施期間としましては、10月25日から11月27日までの34日間実施をいたします。また、パブリック・コメントの実施については、10月25日発行の「広報しんじゅく」等で周知を行ってまいります。

素案の閲覧場所等につきましては、（3）に記載のとおりでございます。

御意見の提出方法としましては、郵送、ファクス、窓口持参などで受け付けしてまいります。

また、パブリック・コメント期間に合わせまして、区内10カ所の地域センターで地域説明会を実施いたします。資料の裏面に日程一覧表をお付けしてございますが、今回は高齢・介護や健康の計画とあわせて日程を調整し、実施をするものです。このほかにも幼・小・中PTAの皆様方や、スクールコーディネーターなど関係団体に対しても個別に説明をまいります。

第37号議案の提案理由でございますが、新宿区教育ビジョンの策定に向け、素案を作成する必要があるためでございます。

それでは、続きまして、第38号議案 平成29年度 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、報告書の1ページをお開きください。

まず、「第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてでございます。

平成19年の法改正により、平成20年度から教育委員会自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられました。新宿区では、学識経験を有する者の知見を活用して、毎年度実施をしているものでござい

す。

「第2 平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」でございますが、こちらは6月の教育委員会で既に議決をいただいたもので、記載のとおり例年と特に違いはございません。

次の2ページに移りまして、「第3 点検及び評価会議の実施」です。

7月18日に学識経験者3名より御意見を伺っております。内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、「第4 平成28年度新宿区教育委員会の活動について」です。

平成28年度につきましては、定例会を12回、臨時会を5回開催し、議案36件、報告41件につきまして御審議等を行ってございます。

主な審議といたしましては、学校選択制度の見直し方針（案）のパブリックコメント及び地域説明会を実施し、保護者や地域の方々への説明を行った上で、平成29年3月に学校選択制度の見直し方針を決定いたしました。

下落合図書館につきましては、平成29年3月の開館に向けて、同図書館の指定管理者を指定いたしました。

また、愛日小学校新校舎の竣工に伴い、新校舎に移転するため、設置条例の改正について審議を行ったものでございます。

続いて、「<主な取り組み>」でございます。こちらは3ページになります。

平成28年度から区独自の事業といたしまして、希望する児童・生徒を対象に、英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを新たに実施いたしました。

また、発達障害等の児童への指導・支援の充実を図るため、全ての区立小学校に特別支援教室でございますけれども、まなびの教室を開設したものでございます。

4ページにまいりまして、「<教育委員会の会議以外での教育委員の活動>」でございます。

学校訪問の実施コースや研究発表コース、総合教育会議などの実績を記載しているところでございます。

次に、5ページから9ページにかけましては現行の教育ビジョンの概要となりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、10ページにまいりまして、「第6 新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価」でございます。「(1) 点検・評価シート」ですが、ここではシートの見方を



載せてございます。

11ページから48ページにかけては、教育ビジョンの「課題1 確かな学力の向上」から「課題14 学校施設の整備」まで74の個別事業の全てを掲載しております。

個々の概要につきましては説明を割愛させていただきますが、主な事業につきましては学識経験者の意見をいただいておりますので、御紹介いたします。

それでは、恐れ入りますが、49ページをお開き願います。

主な評価対象事業につきましては、学識経験者の指摘意見と教育委員会の対応・判断を載せさせていただきます。

時間の都合もございますので、テーマごとに主なものを御紹介させていただきます。

最初に、「①新学習指導要領を見据えた教育の推進」です。

対象となる事業は9事業です。

1番目の枠のところ、「『習得・活用・探究型の学習指導の充実』について、本事業の内容が言語活動を重視した授業実践に限定され、具体的には教育課題研究校での道德教育の研究発表となっている。『道德教育の充実』や『言語活動の充実』は他に個別事業があるため、このあたりの事業の関連がどのようになっているのか分かりづらい。」との御指摘がございました。

これに対して教育委員会といたしましては、「本事業『習得・活用・探究型の学習指導の充実』や『言語活動の充実』は各教科等の日々の教育実践を通じて実現されるものであることから、教育課題研究校での研究成果を広めることを手段としています。そのため、現教育ビジョンでは、関連する事業で手段等が重複しています。現在策定している新たな教育ビジョンでは、本事業と『言語活動の充実』を統合し、授業改善の視点としての『主体的・対話的で深い学びの実現』を事業名とするとともに、事業目的と取組み内容との関係が分かりやすくなるよう見直しを図っています。また、評価に当たっては、各学校の代表的な取組み等について記載していきます。」という対応にしております。

また、50ページの2段目の枠でございますが、「『国際理解教育及び英語教育の推進』の英語キャンプについては、着実に子どもの英語に対する抵抗感が無くなっていることを実感できるよい取組みであると感じている。こういった取組みを学校が独自に企画できるよう、教育委員会が学校の主体的な取組みを支援できる体制をとることができるとよりよい。」との御意見をいただいております。

これに対しましては、「子どもたちが外国人講師との交流を通じて国際社会や異文化への

理解を深めるとともに、自ら進んで英語でコミュニケーションを取ろうとする態度を育むために、今後も内容の充実を図りながら、英語キャンプの取組みを継続していきます。また、子どもたちが地域に暮らしている留学生や外国人等と交流し、英語に親しむ機会を提供するために、学校の取組みへの支援や、地域団体との連携等を図っていきます。」との対応をとってまいります。

続いて、51ページにまいりまして、「②地域との連携・協働による教育の推進」。こちらは、対象となる事業は5事業でございます。

1つ目の枠のところ、「学校評価を教育ビジョンに基づき進めることで、教育ビジョンの3つの柱が各学校で実現されているのかどうか、教育委員会の基本施策や個別事業のどこに力を入れればよいのか浮き彫りになってくるのではないか。」との御指摘がございました。

それに対して教育委員会としては、「学校評価の質問項目には区で共通の項目を設けているため、今年度の学校評価検討委員会で、教育ビジョンの成果を図るような聞き方等について検討していきます。」という対応でございます。

続いて、「③教員が子どもたちと向き合うことができる環境づくり」ということで、こちらでも同じく5事業に対してです。

52ページの2つ目の枠になります。こちらの御指摘で、「ICTを活用した教育に熱心な教員や詳しい教員が各学校に点在していることが考えられるため、そういった教員をネットワーク化したり、自主的な取組みを支援したりする等の取組みが行われるとよいのではないか。また、区からのトップダウン的な取組みだけではなく、教員からのボトムアップ的な取組みを区で支援するという視点もあるとよいのではないか。」というものでございます。

それに対して、「平成29年度のICT機器の更新に際し、ICT管理職研修、夏季集中研修、ICT推進リーダー研修を実施し、より多くの職層の教員にICTを活用するためのポイントや事例、導入ソフトについての紹介を行います。今後は、各研修を受講した教員が、学校の経営方針の中で具体的な取組みを創意工夫するとともに、新たに構築した学校間共有フォルダを活用し、各校での研究だけではなく、学校間での情報共有や教材研究の推進を図っていきます。」という対応となっております。

また、その他の事業といたしまして御意見をいただいたものが63ページにございます。

「各事業の最終的な目標は教育目標にどう結びついていくかというところであるため、そこに結びつくような総括・点検の仕方をするとより分かりやすいのではないか。今後の点検・評価の報告の仕方と事業内容の整理という視点で検討がされるとよい。」というもので

ございました。

それに対しましては、「ご指摘のとおり、教育ビジョンは、教育目標を達成するため、新宿区の目指す教育として3つの柱と14の課題を掲げるとともに、その実現のための基本施策と個別事業を示したものです。点検・評価の実施にあたっては、個々の事業が教育ビジョン全体の中でどう位置づけられているかを念頭に置いた評価の工夫を検討していきます。」といったものでございます。

次に、54ページをご覧くださいまして、総括的な御意見をそれぞれの先生方から頂戴しております。

まず、児島先生からは、「さまざまな教育課題を見込んだ上で、事業の取組み状況の評価や今後の取組み方針が示されている。今後もこの方針を深めていただきたい。」、一方で、「今後の学習指導の充実の部分について、さらに検討を加え、事業内容を見直していくことが重要である。」といったものでございます。

菅野先生からは、「今、課題となっているのは、教員の多忙化の問題である。」、「一つ一つの事業を大事にしながら、それでいてなお、教員の負担軽減を図るためには何ができるのか、考えていく必要がある。」といったものでございました。

また、村上先生からは、「今後、教員の年齢構成に一層変化が生じてくる。30歳前後の年齢がボリュームゾーンになってくると思う」、「若手やミドルリーダーだけではなく、30歳前後のボリュームゾーンの教員に対する支援について新宿区としてできることがあると思われるので、検討されたい。」という御指摘でございました。

最後に、55ページでございます。こちらは「<まとめ>」ということで、昨年度から新しく記載したものでございます。

1つ目の丸のところは、平成28年度の取組みについて、今回の点検・評価や総括的な御意見をいただき、おおむね目標を達成しているということで、着実に取り組んできたという記載となっております。

2つ目の丸のところは、学習指導要領について、これまでの教育実践の蓄積を活かしながら、子どもたちの知識の理解の質を高め、これからの時代に必要な資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業の工夫・改善を図っていきますという内容のものでございます。

3つ目は、「学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教員の長時間労働の改善が課題となっています。今年度実施した教員の勤務実態調査の結果を踏まえ、引き続き、業

務改善や働き方の意識改革、部活動を支える環境整備等、具体的な取組みを検討し、実施していきます。」という記載でございます。

また、4つ目は、教育ビジョンについて、教育目標を達成するため、3つの柱と14の課題の実現のために、基本施策、個別事業、これらを着実に推進してきた。新たな課題に的確に対応し、学習指導要領の改定を踏まえ、10年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた新たな教育ビジョンの策定をここで明言しているものでございます。

そして最後、5つ目ですが、本報告書における評価や学識経験者の知見を今後の教育施策の展開に反映させるとともに、新たな教育ビジョンの策定に生かし、次代を担う子どもたちが地域社会や他者とのつながりの中で伸び伸びと健やかに成長していけるよう、新宿区の教育の一層の充実に取り組んでいきますという内容で締めくくっているところでございます。

第38号議案の提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

以上で、説明は終了といたします。

○教育長 説明は終わりました。

第36号議案について、御意見、御質問がある方はどうぞよろしくお願ひいたします。

○羽原委員 貸し付けの実績と実態について、前にもお話を聞きましたが、もう一度、実態と実績を教えてください。

○教育調整課長 平成28年度の決算で申し上げますと、応募者は5人いらっしゃいましたが、最終的な決定者としては4名の方に貸し付けを行っているものでございます。ちなみに、前年度につきましては1名、その前の年につきましては5名というような実績がございます。

貸付金額につきましては、平成28年度貸付金319万2,000円という実績でございます。

○羽原委員 何人ですか。

○教育調整課長 4人でございます。

○羽原委員 意外に応募が少ないなという感じです。周知が十分徹底し切れなかったとか、何かありますか。

○教育調整課長 貸付決定者の人数につきましては、毎年、四、五人程度となっております。実際、貸付以前に奨学資金の関係につきましては、国や東京都で給付型のものもございまして、まずはそういったものを御利用になられる。区で行っているのは貸付型でございますので、返還義務が生じるということから、国の助成として就学支援金、あるいは都の助成と

して就学給付金などがございますので、そういうところでの御利用が多いのではないかと捉えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、ございますでしょうか。

○今野委員 奨学金の貸し付けのときの印紙税を免除される。とてもいいことだと思うのですが、国の制度との関係でしようけれども、平成30年度末までになっていて少し残念だなという気もするのです。これはせつかくいいことなのに、何ですぐに終わってしまうのでしょうか。理由などがわかれば教えてください。

○教育調整課長 今回は時限的なものとしてなされているのですが、実は都道府県が行っているものなどについては印紙税を課さないということで、時限的なものではなくて、継続的、永続的なものとして法改正がされています。今回は、そのほかの部分に関しまして一応時限的という規定になっておりますが、恐らく平成31年の3月末までの間にまた改正があるかと考えております。どちらかという民間での貸し付けなども多くございますので、そういったことを利用しやすくするために、時限的なものはやがてなくなってくるのではないかと捉えております。なぜこちらだけ時限的なものにしたのは、定かではございません。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

修正箇所を何点か御説明させていただきましたので、そこで何かわからない点等があれば、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、御意見、御質問がなければ、第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。第37号議案は、作成までに皆様のお時間をいただきましたけれども、原案のとおり決定させていただきます。

次に、第38号議案について、御意見、御質問があればよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

○**羽原委員** 49ページの学識経験者3人の先生方の御指摘でいつも感じるのは、うまく言葉でかわしているなど思っていて、指摘に対して、もう少し具体的におぼろげでない回答・対応・判断があるべきではないかなど。これは行政のプロにはわかるかもしれないが、一般人にとっては余り具体性がなさ過ぎる。せっかく先生方がかなり丹念に教育実態を見ていてくれるにもかかわらず、事務局の対応が少し物寂しいというか、逃げを打つというか、真摯でないとは言わないが、もう少し具体性を持ってもらいたい。それはできないということもあるし、こういうふうに書いてあるような努力を重ねたいという意味もあるが、内情を説明するとか何らかもう少し、先生方と教育委員会がこういったことを感じているということ、一般区民、子どもを持った親も将来的な展望について、なるほどと思わせるような工夫がもう少し欲しいというのが、僕の印象であります。

○**教育調整課長** 委員からは、一般の方にもわかるような表現をということで再三注意もいただいておりますし、私どももできる限りそういった形でお答えができるように、より具体性を持った内容を記載するべきだというふうに思っております。

今回は、いただいた内容にこのような形でお答えをさせていただいたのですが、先ほど御説明のその他の事業のところで、個々の事業が教育ビジョンの全体の中でどう位置づけられているかを念頭に置いた評価の工夫を私どもはこれから検討して、次年度においてしっかりとそういったものを取り組んで、こちらの点検・評価を報告書の作成に結びつけていきたいと思っております。その中で、今いただいた御意見も踏まえて対応を工夫していきたいと思っております。ありがとうございます。

○**教育長** よろしくお願ひいたします。

○**羽原委員** そういう答弁がよくないというニュアンスを言ったわけなのですが、それはそれでいいです。

○**教育長** 学識経験者の意見だから、それを一般の区民、保護者の人がわかるように言っているのであれば、質問・意見のところも、こういう指摘は具体的に言えば教育ビジョンのこの事業の部分を捉えての御発言で、教育ビジョンとしてはこういうことをやっていくといった、もう少し解釈的なほうがわかりやすいのかなど。

羽原委員が言ったように教育関係の学識経験者と教育行政の関係者だけの話に終わってしまうので、質問・意見に対する教育委員会の考えを区民に伝えていくという姿勢が大事だと思います。

いずれにしても真面目に取り組みますので、よろしくお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに意見がなければ、第38号議案を原案のとおり決定をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。では、第38号議案を原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告 1 平成29年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局次長 それでは、平成29年第3回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について御報告をさせていただきます。

第3回定例会における代表質問等については、こちらの資料に記載のとおり、先月、9月20日、9月21日、2日間にわたって行われました。

7つの会派、それから2人の議員から代表質問、一般質問というような形で質問を頂戴し、それに対して教育委員会として答弁をさせていただいたというものでございます。

お手元の資料I、まず新宿区民の会でございます。

こちらの会派からは代表質問というところではございませんでしたけれども、一般質問として、のづ議員から区施設のあり方について、トイレを取り上げながら、なかなか使われな施設についてはどういうふうにしていくのかというようなところのトイレの質問とあわせて、トイレ以外についても区長の側にも質問を頂戴しているというようなところがございました。

これに対する答弁については、記載のとおりでございます。

Ⅱ自由民主党・無所属クラブからです。

豊かな人間性等にかかる教育についてということで、こちらは1ページ目から2ページ目にかけて質問を頂戴しているところでございます。

(1)では、グローバル化の時代にあるからこそ、改めて豊かな人間性を通して日本人としての心を培いたいというようなことについて、教育委員会としてどう思うかというようなところで御質問を頂戴してございます。

(2)は、家庭教育の支援について。

(3)では、岩手県の花巻東高校の先生の教え方を通して、人間教育のあり方、部活動における指導のあり方をこのお話の中からどう感じ取るかというようなところで質問を頂戴してございます。

(4)では、区立小学校の卒業生の区立中学校への進学率についてというような点。

(5)では、区立小学校の卒業生の区立中学校への進学率を、関心を寄せる、高めるというような点で、地域の学校に入学させたいと思うような学校づくりはどのようなことができるのかという点について質問をそれぞれ頂戴してございます。

それに対する答弁については、2ページ目から3ページ目にかけての部分でございます。

4ページ目にお進みいただければと思います。

Ⅲ新宿区議会公明党からでございます。

こちらの会派からは、ソーシャル・インクルージョンの推進と福祉文化の醸成についてということで、いわゆる医療的なケアが必要な子どもへの対応支援についてというような点での御質問をまず頂戴してございます。

それから、このページの下、2番になります。ICTを活用した教育の充実についてという点について御質問を頂戴してございます。

それに対する答弁としては、5ページ目から6ページ目にかけてのところになります。

6ページにお進みいただければと思います。Ⅳ日本共産党新宿区議会議員団からでございます。

2016年度の決算を踏まえた財政運営と次期総合計画等についてということで質問を頂戴してございます。

また、7ページにお移りいただきまして、障害者福祉についてというところで障害者差別解消法の周知・啓発というような点から御質問を頂戴してございます。



8ページにお移りいただければと思います。こちらの会派、川村議員から発達障害児の支援における民間事業者との連携等についてというような点で御質問を頂戴してございます。

また、8ページ下段になります。V民進党・無所属クラブからは、認知症対策についてということで、図書館との関係で認知症についてというような点で御質問を頂戴してございます。

9ページ。VIスタートアップ新宿からでございます。

こちらはICTについてということで、プログラミング教育において具体的に検討されている言語ですとか、コードの記述ですとか、ロボットづくりなどを通して、それぞれ踏まえてICTの活用という点で多角的に御質問を頂戴したところでございます。

10ページをお願いいたします。VII新宿の明るい未来を創る会。

こちらからは子どもの健やかな育ちについてということで、児童の虐待の未然防止・早期発見につながるような体制づくりという点から御質問を頂戴してございます。

11ページ。VIII社会党新宿区議会議員団。

新宿区基本計画と第一次実行計画についてということで、特に小学校が非常に建物が古くなってきている。昭和35年以前、築55年以上の小学校の改築計画を具体的に示していくべきではないかという点。それから、新中央図書館の建設についてという点。こうしたところでの質問をそれぞれ頂戴したところでございます。

それぞれに対する答弁の内容については、資料に記載のとおりということでよろしく願いします。

私からは、以上になります。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○羽原委員 最初のトイレの問題です。トイレのことで、聞くのは3度目だと思いますが、前の説明のときにはそんなに現場からの要請がないというような答え方で、だからこの程度の数字でといった説明だったと思うのです。

ただ、大き過ぎるトイレは低学年によくない。それから、家では洋式便器を使っていると、日本風の便器には抵抗感がありますよね。そこのところを都も予算をつけたわけだし、なるべく学校側に働きかけてでも変えていくという努力をしないと。要望が余りないからいいということではなくて、それを政策的に進めようという姿勢。この答弁のほうが一歩進んでいるからいいけれども、これまで現状肯定型の答弁だった。僕が言いたかったことは、むしろ

切りかえる方向へなるべく進めたほうが良いという趣旨で申し上げてきたのですが、ここまでやっとなんか進んだかなど。あるいは、現場はそうではないのに答弁だけが現状肯定の答弁で、とりあえずかわしていったかと。

真面目に言って、現状に合わないわけだから。地方へ行くとまだ和式の便器はありますよ。けれども、都会は地方と相当違うのですよね。そういう実態からすると、予算を使わないためという配慮もあるかもしれないが、できることは実態にそぐうような形を施策として進めていただきたい。これは過去の答弁だからいいですが、要請だけしておきます。

**○学校運営課長** 今、委員に御指摘いただいたトイレの洋式化につきましては、東京都は国の補助制度を活用しまして、平成32年度までに80%以上の整備を進めるために第一次実行計画にもこの事業を位置づけまして進めていく方針でございます。

学校からの要請につきましては、児童や生徒が好んで洋式トイレを使うといった現状もお聞きしております。ただ、各校、トイレ以外の部分でかなり修繕が必要な部分がありまして、各校からの要望については、それよりも先にこちらを直してほしいとかいった要望がある中で、要望が余り強くないという答弁が過去にあったかと思うのですが、声としてはずっとあった状況でございます。

我々としても、避難所として活用される学校につきましては、高齢者等が使うことも想定し、洋式化について積極的に平成32年度、オリンピック・パラリンピックの開催までに進めていきたいと考えております。

また、洋式化率につきましては、今現在、60%を超えている状況でございますので、順次小学校から行っていくところでございますが、最終的な洋式化率については、小学校で86.9%、中学校で91.1%を最終目標としてございます。

**○羽原委員** 全くそれで結構です。

学校が言うから、言わないからとかではなくて、予算の問題は百も承知でいるのですが、区の教育委員会として、わかっていることはなるべく施策として進めるべきだと。余り要望がないからという現場主義みたいなことを言うと、現場でもトイレよりはこっちを先にといったこともあるわけです。しかし、そこで選別するのではなくて、トイレはトイレとして予算をつけてやっていこうと、そのことを言いたいのです。ぜひ理解して施策としてお願いしたいと思います。

**○教育長** 第一次実行計画に載っていますので、着実に進めていきたいと思っております。

ほかに何かご質問、ございますでしょうか。

○羽原委員 もう一つ。ICTの問題があります。人工知能の問題もあります。ビジョンでもあるように、10年先は相当変わってくると思うのですね。

プログラミングも必要でしょう。ただ、基本において、あくまでも道具が目的化しないように。道具は道具である。それに伴うマイナス面があるということ。

これを議員の人たちはどう考えているかわからないけれども、学校現場で道具ではなく目的化したようなことが進み過ぎると必ずマイナスが出てくる。現に、思考力が低い。それから、記述式の問題を解くのが苦手。

こういうのは、昔で言うマルバツ式の試験をやっていたときの流れ。僕も大学で教えていた時は、採点しやすい策を工夫したけれども、採点のために試験をするのではないので、なるべく子どもたち一人一人が自分の体内で熟成してくるような目標に向けて道具をどう使うかというこの視点をぜひ覚えてほしい。

教育ビジョンでも言葉としては納得しているのだけれども、前文のところでもう少しいい表現がないかと思ったのは、思考能力が落ちることとか、今の記述式では力がなくなるとか。表現力においても、200字ぐらいの短文は対応するけれども、長文は書けないとか。そういうことは、結局、何が問題かという、本を読むというのは紙とインクではないのですよ。黒い文字の中に込められていることが、是であるか、非であるかの選択をしながら吸収していく。これが活字の文化というもので、機械ではないのですよ。

読んだ途端に是か非かとか、あるいはこういう考えもあったかというそのもやもやとしたものが体内に入ってきて、その中で自分で選別をして、将来的に自分の考えとして使えるというプロセスが、機械に頼り過ぎると衰えるのです。

特に今、手紙を書かないでしょう。手紙ではなくて、200文字でトランプ大統領のような応答で世の中は大体済んでしまう。けれども、世の中はそんなに単純ではない。だからトランプ批判があるように、そういう幅の広い中で何をどう考えるか。自分はそうではないな、自信はないけれどもこうではないかと思うとか、そういういろいろな迷いの中で一步前進となるべきです。

このICTや人工知能の問題は余り気楽に考えないで、失うものの大きさということも常に配慮して事業に取り組んでもらいたい。また、施策もそうあってほしい。余分なことですが、個人的意見ですが、申しておきたいと思います。

○教育支援課長 ありがとうございます。

今、羽原委員からおっしゃっていただいたICT機器は、目的ではなくてあくまでも道具

であると。教育を効果的に進めるための道具であるということについては、我々も同様に考えておるところでございます。

先ほど次長から御報告申し上げました議会における答弁の中でも、10ページのあたりにも少し書いてあるのですが、小学生が自らプログラムを一から書けるようにすべきではないかといった御意見がありました。これに対しては、新学習指導要領でも示されておりますが、プログラミング教育はあくまでもこういったICT機器を道具として活用しながら論理的な思考能力を身につけるということを目的としているということで、お答えしたところでございます。

これも先ほどの御指摘の中にありましたが、こういったICT機器の活用は今後も進めていきたいとは考えておりますが、ただ、万能というわけではなくて、ICTを活用したほうがより効果的な場面、また、ほかの方法によったほうがより効果的な場面というのもあると思います。今後はそういったこともしっかりと認識をしながら、どういった場面で、どのような活用をしていくのかといったことをしっかり考えながら取り組んでいきたいと考えております。

○羽原委員 ICTの授業は、使い方がだめだという部分も多い。カーテンも閉めないとか、見えないかすれたような文字を写して満足しているとかいう劣等な部分を言うのではない。一人一人の先生が使えるようになって確かに便利ですよ。便利だけれども、そうではなくて、それにはマイナス、デメリットもあるのだという認識を持ってほしいということを行っているのです。

別に、この議会の論議でコミットしたくないのは、議員と考え方が違うことを言おうとしているのではない。内容的にICTをどうこうという論議がないから、たまたまここで言っているわけです。幹部がわかっている、教室の現場で、そういう意味合い、マイナスがあるのだということを知っていない。カリキュラムも増えているから、ああでもないこうでもないと考えて、子どもがそんな頭になってほしくないから、とんとんとんに行くために行きやすい道具であるというようなことを徹底しながらやってほしい。予算をつけて、方法を決めて、とんとんに行くというだけではだめだということを知りたい。学校現場がそういう認識を持って、デメリットに対してどういうカバーをしながら物事を進めていくかということを知ってほしい。

僕がここで言うことは、伝わると言っているわけですよ。皆さんの頭の中でわかっていることを言っているだけで、それを広げる機能は僕らにはないけれども、教育指導課長

以下それぞれ現場に携わる部分にその力があるわけだからという意味です。幾ら言ってもし  
ようがないかと思うことも多々ありつつ、余計なことを言いつつのと。ぜひ御理解ください。

○教育指導課長 今、委員からいただきました御意見につきましては、今年度もまだ学校訪問  
の機会もございます。直接我々が訪問する機会も含めて、学校の理解を深めてまいりたいと  
思います。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告1については了解とさせていただきます。

---

#### ◆ 報告2 学校給食で提供した牛乳の異味・異臭について

○教育長 次に、報告2について説明をお願いいたします。

○学校運営課長 まず、報告の前に資料の配布が遅れまして申しわけございませんでした。

学校給食で提供しました牛乳の異味・異臭につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、発生日時でございますが、平成29年9月25日月曜日の昼食でございます。

発生場所は、新宿区立小・中学校。また、異味・異臭の報告がこちらに上がってきた学校  
数ですが、小学校22校、中学校7校でございます。

3番の異味・異臭を訴えた児童・生徒数でございますが、小学校1,061人、中学校240人で  
ございます。

4番、訴えの内容につきましては、味のほうはいつもより味が薄いというような報告にな  
っております。また、異臭につきましてはさまざまございまして、チーズ臭いですとか、ゴ  
ムのようなにおいですとか、石けん液のようなにおい等々、こちらに記述のようなにおいの  
訴えがございました。

こちらの牛乳につきましては、区内小・中学校、特別支援学校、全て株式会社明治戸田工  
場より納品された牛乳になります。

6番の対応についてでございます。

まず、牛乳製造工場の変更でございます。9月25日、こちらの報告を受けまして、牛乳の  
製造工場を戸田工場から同じ株式会社明治の神奈川工場製に切りかえ、26日から既に提供し  
ているところでございます。

(2)原因調査でございます。9月25日に異味・異臭の情報を得まして、各校からサンプ  
ル、当日出された牛乳を取り寄せまして、その検査につきまして新宿保健所に依頼したとこ

ろでございます。また、株式会社明治関東支社に対しても原因調査の依頼を行いました。

(3) 児童・生徒についての調査でございます。こちらはまだ健康被害を及ぼすような状況かどうか確認がとれておりませんでしたので、9月26日以降先週の金曜日まで毎日各小・中学校の児童・生徒の健康状況につきまして、調査をさせていただいたところでございます。その結果としまして、児童・生徒の体調等について異常がなかったということで確認をしているところでございます。

(4) は保護者宛ての通知でございます。9月26日、全区立学校の保護者の方々に牛乳製造工場の変更について、また異味・異臭について、通知を出させていただいたところでございます。

また、同日、9月26日午後3時40分に、本件につきましてニュースリリースを行いました。

(6) 原因究明及び再発防止の要請につきましては、9月29日、明治戸田工場の工場長を区のほうに呼びまして、本件についての原因究明及び再発防止について、衛生管理体制の強化を強く要請したところでございます。

(7) 追跡調査の結果でございます。先ほど少し触れさせていただきましたが、本件に関し、体調不良を申し出た児童・生徒はおりませんでした。

(8) でございます。先日、10月4日でございますが、新宿保健所から検査結果の速報を受け、官能検査、こちらの官能検査というのは五感で感じる検査でして、視覚、臭覚、嗅覚といったところで異常がないかどうか。ここも異常はなし。また、細菌検査、化学検査についても異常がないという結果が出ております。

速報を受けてこの資料をつくらせていただきましたが、本日、正式な文書を受けました。次の添付の資料です。本日、保護者様宛てに各小・中学校、特別支援学校で「学校給食で提供した牛乳の検査結果について」ということでお知らせをしております。

こちらの中には、新宿区保健所の検査結果、また、株式会社明治戸田工場におきましても、埼玉県と川口保健所が9月26日に立入検査を行いまして、並行して牛乳の検査も行ったところでございます。

その結果は、先行して出ております。まず、製造ラインの衛生管理については全く問題がないということ。また、牛乳につきましても、細菌検査、化学検査、全て異常なしということで確認をされているところでございます。

こういった状況ですので、異味・異臭の発生の原因について、まだ究明ができていないところでございます。引き続き株式会社明治に対しまして、こちらの原因究明については要請

をしているところでございます。

また、この原因についてははっきりとした状況が確認できない状況でございますので、今後当面の間、学校給食におきましては株式会社明治神奈川工場で製造された牛乳を提供させていただく予定でございます。

報告は、以上となります。

○教育長 ありがとうございます。

報告の説明が終わりました。何か御質問があれば。

まだ細部まではわからないということです。

○羽原委員 これを保護者として見たときに、検査結果で安心を誘うような文面ではないというところに一番の問題が残っている。

保健所の官能検査とか、細菌検査、化学検査。これは当日保存されていた牛乳ですよ。

そうすると、異常がなかった、ああ、よかったという問題とは全く違うと思う。その製造工程に何かあったのか、疑問点はこうで、これをさらに精密に調べているとか、何かそこがはっきりしないと、この紙2枚は、簡単に言えば安心・安全という意味からすれば、何の意味もない。原因がわからないで、とんとんとんと行くと、群馬県のO157の事件のように、同じチェーン店の4店からそういうものが出ながら、1カ所だけしか報道もないし、チェックもない。4カ所で患者が出たら、4カ所についてのリンク性を追求しなければいけない。そうすると、リンク性というのは製造工場のチェックが不十分だったのではないかと。報道は1カ所で安心感を誘うみたいに書いているけれども、僕はそういうものではないと思っています。

この紙では、保護者は少しも安心しないのではないかと。もう10日経つわけだから、どうなっているのかと。簡単に言うと、僕自身はそういう感じですよ。仕方がないとは思っていますよ。教育委員会の責任ではないということもわかるけれども、そこを徹底的に追求しておかないと、同じ明治なのだから、同じような機械を使って製造しているとすれば、戸田工場はおかしくても、今の工場がおかしくならないという保障が本当にあるのかどうか。森永に変えたらまた別かもしれないが、同じ系列の中で、同じような機械で、同じようなチェック機能でやっていたら、どうなのかとか。そういう疑問がふつふつと湧いてきてしまうのです。責任を言っているわけではないが、それぐらいの厳しさを持って、迅速な追求をぜひしていただきたい。

これはまだ分からないと。速報だから、そのうち分厚い資料になるのだろうが、それを待

つ前に少しは安心できるような速報がないとおかしいのではないかと。僕はそういう印象です。

○**学校運営課長** 委員御指摘のとおり、細菌検査ですとか化学検査のみで保護者の方が安心できるという認識は我々も持っておりません。既に、そういった異臭を感じたお子さんがしばらく牛乳が飲めなくなったりですとか、保護者の方が不安に思って、牛乳を子どもに提供するのをやめてほしいといった御意見もいただいているところです。

まずは何が重要か。それは、この異味・異臭の原因について、はっきりと保護者の方にも御説明できるような原因究明をしていくことが大事だと考えております。

一方で、牛乳の異味・異臭につきましては、過去も何十回にわたりいろいろな会社で起きている事故でもございます。化学的・衛生的にも問題がない牛乳ですが、もともと生物ということで、生乳の段階からそういった風味を持ち、殺菌等もされて、加工品として提供されるときにも、その生乳の風味というのは抜け切らない。全く変わらないというところはあるということです。また、飼料ですとか、乳牛の食べている草、そしてまた飼育環境といったところでも風味が変わってくるといったこともあるということです。

そうなりますと、分析の中で原因を追求することがなかなか難しい。そういった状況も株式会社明治から説明を受けているところですが、確かにそういった異臭があったこと、これだけの人数のお子さんたちが感じて、そういった被害に遭ったということは事実でございます。その製品が検査をパスして出荷されたといった体制についても問題があるということで、株式会社明治については、今後の出荷体制についても、こういったことが二度と起こらないように検査体制の強化といったことも要請しているところでございます。

こういった結果はまだ途中段階ですけれども、まずはお子さんたちに9月25日に飲んだ牛乳による健康被害がないということをお知らせするとともに、その風味の違いについてはきちんと原因を究明して、解決をするまで工場は戻さないといったところでまずはお知らせをさせていただこうということで、きょう、発信させていただいたところでございます。

○**羽原委員** それならあえて聞きますけれども、生産地はどこですか。何頭分の乳牛から、どういう地域のどういう飼料、草なのか。異臭とか問題が発生するとすれば、生産現場がどこで、どういう状況で、過去の生産現場がどうだったのか。僕はその説明で腑に落ちなかったのは、同じ牧場の2頭の牛からとった乳ならあり得るだろう。しかし、相当多くの牛からで、混成するわけでしょう。そういう説明はかえって疑問を深めると、僕は思ったのです。僕が取材をするとすれば、一体何頭分をその日使ったか。草は、この時期にはこういう草を食べてどうこうとか、そこまで調べておくべきだと思いますよ。



だから、余り無理な説明はしないで、基本的にこの資料では安心はできない、安全とは言えないということの前提に立って、逃げ道を開くような説明ではなくて、責任ある部署に責任を追求するという立場に立つ。ガードして説明するという姿勢ではなくて、奥行きがどうなっているかということを追うことが、あなた方の責任だと僕は思いますよ。

○学校運営課長 まさに、委員御指摘のとおり、そういった深い追求というのは必要かと思えます。

一方で、製品の風味の違いというのは発生しているものの、例えば細菌ですとか、異物混入ですとかいったことがない中で、特定の農場が風評被害に遭うといった可能性もございします。そういった中で、慎重に株式会社明治についても調査を進めているところでございします。

委員御指摘の何頭分の牛から搾乳された牛乳がその当日提供されたのかといったところについては、確実に株式会社明治を通じて調査はしております。その結果を我々もきっちり出すよう、再度、株式会社明治にも要請しましたし、今後も引き続き要請をしていく考えでございします。

○教育長 いずれにしても、我々としては、これでは納得できないという話を明治には態度として表明しておりますので、何らかの解決に向けたきちんとした報告はいずれさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

報告2については、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

---

### ◆ 報告3 新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について

○教育長 次に、報告3について、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、報告3でございします。

新宿区立指定管理者の事業評価結果を御報告いたします。表紙に沿って御報告いたします。

この事業評価の目的でございしますが、平成28年度に指定管理者が行いました管理運営・サービスの成果・達成度を明らかにして、運営の効率化、図書館サービスの向上を図ることを目的に行ったものでございします。この評価結果につきましては、今後の管理業務に反映して、よりよいサービスを提供し、また、公表、指定管理者に通知していくものでございします。

評価の対象でございしますが、指定管理者が運営する図書館、四谷図書館から記載の下落合図書館まで9館、各指定管理者は右の欄のとおりでございします。

次に、評価者でございしますが、新宿区立図書館指定管理者事業評価委員会でございします。

ここで訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。外部委員と内部委員の人数でございますけれども、外部委員が5名となっております。報告書のほうは直つてございますが、4名、それから内部委員が1名となっておりますが、2名でございます。おわびして、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

評価の実施内容でございますが、第1回の事業評価委員会、平成29年5月24日から第7回、ことしの8月31日までの都合7回、現地調査、それから評価基準等の協議、最終的な評価結果の合議を行いました。

それでは、お手元でございます平成28年度の評価報告書の冊子をご覧いただきたいと存じます。

まず、2ページ、3ページをお開きください。

3ページに4番として「評価項目」というのがございます。評価項目につきましては、施設の運営に関する事、利用・サービスに関する事、施設・設備の管理に関する事、管理運営経費に関する事、事業に関する事でございます。

そして、5番は先ほどと重複しますので割愛させていただきます、6番、評価の対象とした資料等でございます。各指定管理者から提出されました年度の事業報告書、各利用者アンケート、各館の管理業務の自己評価、そして各館の視察とヒアリングにより評価をしたものでございます。

次に、7番目の評価方法でございます。評価の評語につきましては、区全体的に統一して標準化されてございます。評価点が4が優良。業務要求水準書等で求められた水準を超えて良好である。それから、3が良。業務要求水準書等で求められた水準を超えて良好である。2が適当。業務要求水準書等で求められる水準を満たしている。1が、課題あり。業務要求水準書等で求められている水準を満たしておらず、改善を要するというものでございます。

各委員の評価に基づき協議の上、評価委員会として各館ごとに評価項目ごとに評価を行い、そしてまた総合評価を行ってございます。

次の4ページでございますが、個別評価と総合評価がございます。後ほどもう一度説明しますけれども、個別評価は評価委員会で審議した個別評価の点数を決定する。それとは別に独立して総合評価もまたあわせて点数を決定するというものでございます。

次に、5ページから評価対象施設でございますが、こちらにつきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、評価結果でございます。15ページからでございます。15ページをお開きください。

新宿区立四谷図書館、指定管理者、紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体でございます。

表側のほうに評価項目の大項目として「施設の運営に関すること」。その中に小項目として「職員体制」から「情報共有・連絡調整」まで4点。それぞれ小項目を評価して、その平均点。そして、それとは独立して、大項目としてまた評価をしてその平均点となっており、小項目を全部合計して平均して大項目となっているということではございません。

次に、「利用・サービスに関すること」につきましては、「ご意見ご要望の対応」から8番の「他館、学校教育機関等との相互協力」までの8項目。

それから、「施設・設備の管理に関すること」については、「施設・設備管理」、「省エネルギー・省資源」に関することの2点。

そして、「管理運営経費に関すること」につきましては、「適正な会計」、「経費節減の努力」の2点。

そして、「事業に関すること」につきましては、「計画目標の達成」から「情報発信」までの3項目でございます。

四谷図書館につきましては、大項目がそれぞれ記載の点数になってございまして、総合評価点が2.8で、全体評価が3ということでございます。

評価所見につきましては、各評価委員の所見を基本的に記載しているものでございます。

四谷図書館につきましては、施設面積、登録者数、入館者数、個人貸出ともに、地域館の中で最大規模の図書館として、新宿区立図書館の基本方針である「区民にやさしい知の拠点」を目指して、英語多読講座、地域の特色を生かしたテーマ展示などの取り組みが評価されてございます。

全体として業務要求水準を超えて良好であると認められるという評価をいただいております。

次に、16ページでございます。鶴巻図書館でございます。

指定管理者が株式会社図書館流通センターでございます。

各評価項目ごとの評価点は、記載のとおりでございます。総合評価点が2.3、全体評価が2でございます。

夏目漱石を中心とした地域特性を強調して、行事・集会活動、展示企画、また早稲田大学との連携などを評価している一方、大人を対象としたサービスを強化するよう、そういったような御指摘もいただいております。

全体として2ということで、業務要求水準を満たしているという評価となっております。

次に、17ページ、西落合図書館でございます。

紀伊国屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体でございます。

総合評価点が2.3、全体評価が2でございます。

総合所見の最後の段落になりますが、小規模館としてのスペースの制約といったものがありますが、一般図書の少なさを指摘する声への対応、調べ物への機能とスペースの確保、大人向けサービスのさらなる充実を指摘し、経費の活用手段の検討など改善・工夫が指摘されているところでございます。

なお、今年度、空調設備の入れかえ工事が行われるということなので、適正な施設・設備管理を望みます。

全体として、業務要求水準を満たしていると認められますという評価でございます。

次に、18ページでございます。戸山図書館でございます。

株式会社図書館流通センターでございます。

総合評価点2.8、全体評価3でございます。

こちらは障害者サービスの拠点館として、「声の図書館だより」の製作・送付や講習会の開催、録音図書の製作、朗読会のチラシや利用案内等の点字版、大型活字版の作成、国立国会図書館へのデータ提供など、障害者サービスに対して積極的に取り組んでいるといった点が評価をされてございます。

全体として業務要求水準を超えて良好であるとの評価をいただいております。

次に、19ページ。北新宿図書館でございます。

こちらは、ミライト・リブネット共同事業体でございます。

総合評価点2.2、全体評価2でございます。

こちらは、外国籍の方が多いた多文化共生地区にある公共施設併設型の図書館。その特性を生かした運営がなされているといったような評価の一方、個人貸出点数5,600点減少、レファレンスの受付件数の半減といったようなところが原因分析と対策が急がれる課題として指摘をされているところでございます。

全体として業務要求水準を満たしているという評価をいただいております。

次に、20ページでございます。中町図書館でございます。

丸善雄松堂株式会社でございます。

総合評価点2.7、全体評価3でございます。

地域館の中では施設規模が一番小さい館でございますが、28万冊近い個人貸出の実績、お

はなし会を中心とした行事の参加数も大変多く伸ばして、魅力ある図書館づくり、またフェイスブックの開設など積極的な広報活動が評価をされています。

全体として業務要求水準を超えて良好であるとの評価をいただいています。

次に、21ページ、角筈図書館でございます。

こちらは、株式会社図書館流通センターでございます。

総合評価点が2.3、全体評価としましては2でございます。

西新宿のオフィス街にある図書館ということで、ビジネス支援を中心に専門性の高いサービスが評価されている一方、今後の課題として、展示企画、パスファインダー、ブックリストなどのテーマにより社会性を取り入れること、こういった点が指摘されています。

全体として業務要求水準を満たしていると認められています。

次に、22ページをご覧ください。大久保図書館でございます。

紀伊国屋書店・ヴィアックス共同事業体でございます。

総合評価点2.7というところで、こちらもサービス対象地域に外国籍住民が大変多いところから、多文化共生の観点に立った意欲的な活動。具体的には、外国語の資料の収集、館内の掲示物・配布物にも多言語で対応するなど、こだわりを持って取り組んでいるところが評価できます。

また、ビブリオバトル・インターナショナルの開催、日本語支援活動、多言語での読み聞かせの活動などが評価されています。

全体として業務要求水準を超えて良好であると認められています。

次に、下落合図書館、23ページでございます。

こちらにつきましては、総合評価点2.3、全体評価が2でございます。本年の3月11日に開館ということで、評価対象期間が平成28年度で20日間のために、開館までの準備業務まで含めて考えますと、十分な準備をもって開館をしたと。地場産業、介護、子育て関連コーナーの設置、パスファインダーの作成など、よいスタートが切れたといったような評価をいただいています。

今後は、先ほどと同じようにパスファインダー、展示、ブックリストなどに一層社会を考える視点を強化することといったようなところも指摘されています。

全体として業務要求水準を満たしていると認められています。

以上が、各図書館の評価結果でございます。

評価委員につきましては、26ページに評価委員の名簿を記載してございます。

御報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。

御質問があれば、お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特になければ、質疑を終了して、報告3については了承ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

---

#### ◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○教育長 特にないということで、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

---

午後 3時25分閉会